

富加町告示 第106号

入札公告

富加町役場ほか4施設で使用する電気の調達について、一般競争入札を行うので、富加町契約規則(昭和39年富加町規則第33号)第2条及び第3条の規定により公告する。

令和7年12月19日

富加町長 渡邊 圭太

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 仕様書番号 総 第33号
- (2) 件名及び数量 富加町役場ほか4施設で使用する電気
 予定使用電力量 818,435 kWh
- (3) 供給場所 別紙1のとおり
- (4) 供給期間 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで
- (5) 予定価格 事後公表

2. 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 告示日において富加町入札参加資格者名簿(物品等)に登載されている者であること。
- (3) 富加町から、入札参加資格停止措置を競争入札参加資格確認申請期限日から入札日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 富加町から、富加町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を競争入札参加資格確認申請期限日から入札日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。
- (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 会社更生法第17条の更生手続開始の申立てをしている者、民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 告示日以前過去2年以内に地方公共団体に対して、6月以上の電気供給の実績が2件以上あること。
- (8) 仕様書に記載した条件が確実に履行できること。

3. 入札手続き等に関する事項

- (1) 仕様書等の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間 令和7年12月19日(金)午前9時から落札決定した日まで
 - イ 交付場所 富加町ホームページからダウンロード

(2) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに次の提出書類を下記提出場所へ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ・一般競争入札参加申請書
- ・安定供給確約書
- ・電気供給契約履行証明書

※告示日以前過去2年以内に地方公共団体に対して、6月以上の電気供給の実績（2件以上）を記載して提出すること。なお、供給期間中のものについては、供給開始から6月以上を経過したものであること。

※地方公共団体と締結した契約書の写しを添付すること。

- ・電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であることの証書の写し

イ 提出期限 令和8年1月9日（金）午後5時

ウ 提出場所 富加町役場総務課入札担当

エ 提出方法 郵送又は持参（郵送する場合は一般書留又は簡易書留で送付すること）

入札参加資格の確認ができ次第、確認通知書をFAXにて送信する。その際に受領確認のFAXの返信を行うこと。

(3) 質疑応答

設計図書等に対する質疑がある場合は、令和8年1月5日（月）の午後4時までに町ホームページの入力フォームより提出すること。

トップページ>入札・契約>入札に関する質問について

<https://www.town.tomika.gifu.jp/docs/2049139.html>

回答については、令和8年1月7日（水）までの間に町ホームページに順次掲載を行う。

(4) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

本案件は、郵便入札とする。

入札書類は、期限までに(1)又は(2)の方法で提出すること。

(1) 持参する場合：総務課入札担当まで

(2) 郵送する場合：一般書留、簡易書留

※上記以外の方法で提出した場合は無効とする。

※委任状は不要とする。

※郵便入札の詳細は別紙「郵便入札について」を参照すること。

イ 提出期限 令和8年1月19日（月）午後5時まで（必着）

※入札参加資格の確認通知書発行後より入札書の受け付けを行う。

ウ 入札保証金及び契約保証金

免除

エ 入札書と併せて施設ごとの金額を記した入札内訳書を提出すること（町指定様式）。

オ 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

再度入札は行わない。

落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、当該入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定します。

カ 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その入札を無効とする。

- ・入札者の資格を有しない者が入札したとき。
- ・入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
- ・入札事項を表示しないとき、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- ・入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- ・入札に関し、談合等の不正があったとき。
- ・その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

キ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがある。この場合における損害は、各入札者の負担とする。

ク 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

(5)開札の日時及び場所

日時 令和8年1月20日(火)午前9時

場所 富加町役場 総務課

4. その他

(1)入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)契約書作成の要否

要

(3)その他この告示に記載していない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号)及び富加町契約規則(昭和39年富加町規則第33号)等関係法令の定めるところによる。

(4)談合情報及び談合行為に対する措置

落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条若しくは第8条第1項第1号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に違反した場合は、当該契約した契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

5. 問い合わせ先

富加町総務課総務係 (電話 0574-54-2111) 内線112
(FAX 0574-54-2461)